

## 12 江戸幕府の法定伝染病

— 疱瘡・麻疹・水痘 —

川部 裕 幸

成城大学民俗学研究所

江戸幕府は、疱瘡（痘瘡）・麻疹・水痘の三種の疾

病に関しては、十七世紀中葉から、江戸城への出仕や  
 拝謁の停止を定めた通達を繰り返して出していた。それ  
 らの通達は、後に幕府評定所によって編纂された『御  
 触書集成』や、その他の法令集の中に「疱瘡麻疹水痘  
 之部」等としてまとめられている。將軍の社寺参詣の  
 供奉に関わる清め規定に抵触する傷病を除けば、出仕  
 や拝謁が制限される疾病は、疱瘡・麻疹・水痘のみで  
 あり、その意味でこれらの疾病は、江戸幕府がその対  
 処を法令に明記した、いわゆる法定伝染病と言い得る  
 ものであろう。三種の疾病に関して、『御触書寛保集成』  
 には八回、『宝曆集成』には二回、『天明集成』には二  
 回、『天保集成』には六回の通達が収録されている。

『御触書集成』に見られる最初の通達は、延宝八年  
 （一六八〇）十一月「疱瘡麻疹水痘遠慮事」であり、そ  
 こには、疱瘡に関して「病人は見候日より三十五日過  
 候て罷出、御目見仕候」、「看病人ハ三番湯掛罷出、御  
 目見仕候」とある。また、麻疹と水痘に関しては、病  
 人・看病人とも疱瘡看病人と同じ扱いにすることが規  
 定されている。

この御触書は、『徳川実紀』延宝八年十一月二十八日  
 条にも収載されている。それによると、「痘人は見点よ  
 り三十五日過ぎて」とあるので、先の「病人は見候日  
 より云々」は、疱瘡の症状経過を、発熱三日・見点三  
 日・起脹三日・灌膿三日・結靨三日の五段階に分けた  
 場合の、見点段階を指すと解される。つまり、見点か  
 ら三五日以前のお目見えは禁止である。また、「三番湯」  
 は結靨段階で行われる酒湯の三回目湯かけを指す。

疱瘡病人に対する規制は、宝永七年（一七一〇）に  
 「七十五日過ぎ」と長期化されるが、享保元年（一七一  
 六）には「見え候日より三十五日」と、再び元に戻り、  
 以降、文政八年（一八二五）までこの規定が踏襲され

る。

疱瘡・麻疹・水痘に関するこれらの御触書は、病人との接触が規制される点において、近現代の伝染病関連法令との類似性を想起させるものではあるが、明確に異なる点がある。それは、これらの御触書が基本的には公衆衛生のためではなく、独り將軍とその世嗣および子女を感染から防護する意図から布達されていた点である。このことは、將軍や世嗣が、終生免疫を残す前記の疾病に罹患してしまうと、「向後は差し控えるに及ばず」と、規制解除の御触書が出されることから判明する(『寛保集成』九四三・九四六条、『宝曆集成』七九〇条、『天明集成』一八二一条、『天保集成』五四一・五四一三・五四三五条など)。

疱瘡に関して述べれば、上記の通りかなり嚴重な病人の接近禁制があったにもかかわらず、十五名の徳川將軍は、八歳で早世した七代家継を除けば、全員に疱瘡の既往歴が見られる。したがって、將軍やその子女への感染には、病人からの直接的な飛沫感染以外の感染経路が想定されるのである。

最後に歴代將軍の疱瘡罹患年月と罹患年齢を示しておく。徳川家康・天文十七年(月日不詳)六歳。秀忠・慶長二年十二月十二日・十八歳。家光・寛永六年二月下旬・二四歳。家綱・明暦二年三月二四日・十四歳。綱吉・万治三年三月二八日・十四歳。家宣・延宝四年二月七日・十三歳。家継・不明(八歳で早世)。吉宗・宝永二年十二月七日・二一歳。家重・享保十三年三月二日・十六歳。家治・宝暦二年十一月十三日・十五歳。家齊・安永七年二月十九日・四歳。家慶・文政三年二月十一日・二六歳。家定・天保十一年三月二五日・十五歳。家茂・嘉永四年二月十五日・四歳。慶喜・弘化元年春・六歳。(『徳川実紀』、『天保雜記』第三五冊「御代々御疱瘡年表」、『徳川慶喜公伝』参照)